

# ひょうご 県知協 NEWS

〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行

兵庫県知的障害者施設協会

〒669-1353

三田市東山898-1 東山荘内

発行責任者 婦木 治

TEL (079) 568-5771

FAX (079) 568-1081

E-mail: hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp

印刷所 株式会社アカツキ印刷



支援費制度がスタートして丸3年、  
そして4月からは障害者自立支援法  
がスタートします。4月からは利用  
者負担制度が始まり、10月からは新  
事業体系への移行が始まります。  
支援費制度が始まる時とは比較にな  
らないほど、我々は不安と焦燥の  
日々をこの間過ごしてきたことと思  
います。  
「ひょうご県知協NEWS 65号」  
では、障害者自立支援法の特集を企  
画し、我々、施設で働く者として、  
これからどうあるべきかを考えてい  
きたいと思います。

〈特集〉

座談会

「障害者自立支援法」施行される！

ご出席

兵庫県健康生活部福祉局

障害福祉課

課長 永守 研吾 様

兵庫県手をつなぐ育成会

理事長 松井美弥子 様

兵庫県社会就労センター協議会

会長 東馬場良文 様

兵庫県知的障害者施設協会

会長 婦木 治

司会

同 事務局長 岡本 征

記録

同 広報委員 山崎 玲輔

【はじめに】

司会 今日はお忙しい中、お集ま  
りいただきありがとうございます。  
いよいよこの4月から障害者自立支  
援法がスタートします。いろいろ不  
安なことばかりですが、我々の機関  
紙にこの座談会の記事を載せ、職員  
や利用者の皆さんへメッセージを送  
りたいと思いますので、皆さん忌憚  
の無いお話をお願いします。

永守 4月から障害者自立支援法  
が、施行されることになりました。

この法律では、身体障害の方、知的  
障害の方、精神障害の方に対しそれ  
ぞれバラバラでやってきた施策を一  
元的に市町を中心にサービスを提供  
するということになりました。障害者  
福祉の考え方がはっきりと足並みを

そろえたということでは意義深いこ  
とだと思えます。ただ、今回の法で  
一番困惑されておられるのが、施設  
の方々だろうと思えます。入所施設  
は、今まで在宅生活が困難な方の  
日々の生活を支えていくという仕事  
でしたが、これからは、在宅志向と  
いうか地域での生活を目指していく  
といった役割が大きくなります。

施設の中には介護が充分必要な人  
も、少しの方もおられる訳ですが、  
今後は、個々人に対してのより細か  
なサービスが要求されてきます。施  
設での生活のありようも変わってき  
ます。永年施設で培われたケアのノ  
ウハウを今後は施設に留まらず地域  
へも積極的に提供してもらいたいと  
思います。

婦木 障害者自立支援法が制定さ  
れる過程では、いろいろな団体の考  
え方があったと思いますが、施設協  
会（日本知的障害者福祉協会）とし  
ては、3年前までの措置費時代、そ  
して支援費制度、その中で出されて  
きた「グランドデザイン」の提示と  
流れてきましたが、とりあえずこの  
法律には一定の評価をしたい。しか  
し、施設で働く者も、ご利用者もご  
家族も、いろいろな情報の中で振り  
回されているように思います。

この間に、県内の施設を見てみると、本当に障害のある方々が利用するに値する施設なのかどうか、と言う反省もあります。そんな中で、3年前の支援費制度、今回の自立支援法となりましたが、この法律ができて、ひとりひとりに注目しつつ、障害のある方々が自分の暮らしを本当に築いていけるのか、ということを考えるチャンスにしていきたいし、その問題提起として受け止めていきたいと思います。

**東馬場** セルプの立場から言えば「授産」という概念が消えました。当初は授産つぶしとの危機感の中で、交渉を行い提言、提案を行ってきました。例えば「就労継続・非雇用」型の創設や生産活動支援体制強化型の提案は実現しましたが、全体として単価等が厳しく、4月からの日払い方式等の問題を見たとき、事業所として「働く」ということの意味付け、「工賃」を上げていく努力といったこれまでの授産施設が培ってきたものが継続されていくのか心配しています。また、お金を払ってまで施設（事業所）に来る人がいるのか、確実にニートと呼ばれる人たちが増えてくるのではと懸念しています。今一度、日中活動の場で「働

く」という概念をしつかり持たなければと思います。

**司会** ありがとうございます。行政・事業所の方々からの発言でしたが、次は利用する立場からとして、松井さんお願いします。

**松井** 支援費制度ができた時、自己選択、自己決定というサービスを選ぶと言ったことが、実際は選べるだけのサービスはありませんでした。障害者自立支援法では、より選択の幅が広がるのですが、現実の中では難しいのじゃないかと思えます。また、三障害が一つになり遅れていた精神の方々には良いことだろうと思いますが、かと言って知的のサービスが良かったとは思っていません。

都市部では三障害一緒の事業所は少ないと思いますが、郡部ではニーズの点で一緒に利用する形態も生まれてくると思いますが、ハード面、ソフト面での問題については大きな課題であり不安に思うところもあります。一方、定率負担については親の立場として不安だらけです。世帯分離の問題もあります。しかし、親としては「払うものは払う、けれど対価としてよりよいサービスを受けたい」と言うことです。しかし、今回

の単価を見てみると、そこで働く職員の方の生活が心配になってきます。我々の子供の生活保障を、と言う時に、施設で働く職員の生活保障も一緒に考えてもらわないと、いいサービスを受けることはできないと思います。また、施設間に（サービス内容の）格差があるようにも思います。どこでも同じサービスが受けられるようにしてもらいたいと思います。

### 【三障害一元化】

**司会** ありがとうございます。障害者自立支援法施行を前にいろいろな課題が見えてきました。その中で、三障害一元化について考えてみたいと思います。

**永守** 基本的には幅広くやってほしいですが、現実問題として今の施設の整備状況からみると、知的に関してはほぼ全県に配置されていますが、身体に関しては偏りがあります。施設の配置状況にアンバランスさがあります。

この法律ができ、障害福祉計画を各市町と県が積み上げていく中で、地域にある社会資源をどう活用していくのか考えていく必要があります。施設が有する特殊専門分野を限られ

た対象者ではなく、広く障害という中で対応してもらわないと、その地域の中のサービスが揃わなくなってしまう。事業者、行政、利用者がしっかりと協議して障害福祉計画を練っていかなければと思います。

ところで、実際の施設で精神の方の受け入れは難しいのでしょうか。

**婦木** 基本的には受入は難しい面も多いですが、現実の中ではそういう人たちも受け入れている場合も多いと思います。服薬されている方も多くおられます。

**東馬場** 入所授産施設の入所希望者には谷間の障害者と言われていた人たちが支援費制度になってから非常に増えてきています。日中の活動では精神の方の作業所へ通わせて上げたい人も多くおられます。知的の入所更生施設では精神の方を受け入れられるかと言えば難しいと言わざるを得ないのでありますが、入所授産の機能においてはそういう知的・精神の谷間の障害のある方を受け入れざるを得ない現実があります。

**婦木** それは、どこも受け入れ先がないということなのですか。

**東馬場** とくに（阪神淡路）大震災以後、そういう受入が多くなっています。支援費制度では、そうい

う人たちが療育手帳を受けられやすくなってきたいます、何故なら彼らの不安定さの部分、波の部分を（判定に）落とし込んでいくと限りなくAになります。今回の障害程度区分でそういった人たちがどうなるのか不安です。

**永守** と、言うことは垣根が無くなっているところもあるつていうことですね。在宅の精神障害の方もはたらくという日中活動の部分においては通所授産施設に通ってこられるということもありえるのでしょうか。

**婦木** 今後、精神の方も受け入れますよ、という転換もありえるのかもしれません。都市部と郡部の違いもあるでしょうが、72,000人の入院されている方々が退院されてくるといふ問題の中で、（我々事業者が）その受け皿としてホームヘルプ事業などに取り組んでいくことも必要になってくるのかもしれない。そういうことも含め、施設の内容（機能）も変わってくるのではないかと、障害者自立支援法はそういう事業もやっていかなければならないことを我々に示しているのではないかと思います。

**松井** 知的障害の方の中にも、問題行動等で入院されている方もおられます。

また、中途発症の方もおられます。それぞれ背景が違う人たちに合う器を用意してあげないとだめだろうと思います。

**永守** その人たちの状態に合わせて、より細かな対応が必要になってくるのでしょうか。

**婦木** 精神障害の方々が、地域で暮らすということは、知的の方々と地域との理解はまだまだできていないように思います。当法人では、PSW（精神保健福祉士）の資格を持つ職員を配置し、コーディネーターとしてホームヘルプ事業を通じて地域での暮らしを目指しているところ です。

#### 【相談支援体制】

**司会** 今まで話されてきた中で、三障害をうまく機能させていくことにはいろいろ難しい問題があることが見えてきました。さて、次は地域における相談支援体制について考えてみたいと思います。

**永守** 地域療育等支援事業の今後については、その地域での内容の見直しを考えていかなければと思っております。一般的な相談は市町に担ってもらい、より専門的な相談や広域

的に取り組む必要のある問題は、知的も精神も専門的な相談体制を検討していかねばと考えています。

今まで専門的にやってこられた施設業務も、これからは他の障害のことも取り組んで戴きたいし、その取り組みに対する支援の仕組みを考えていきたいと思います。4月以降、地域療育等支援事業のあり方を皆さんと検討していきたいと考えています。

**婦木** 兵庫県には全域にわたり地域療育等支援事業が整備されてきた経緯があります。その地域療育が耕してきた力は評価すべきだと思います。

**永守** 相談部分は市町、施設支援は県というような役割を明確にしていく中で、18年度は現行のままです。19年度以降は検討していきたいと考えています。

**東馬場** 就業・生活支援センターの必要性もあります。しかし、働くことへの支援と生活への支援との合体には難しい問題が出てきています。労働の部分と生活の部分とのすみわけは必要ではないかと思えます。生活の部分への相談支援には入所施設のノウハウが生かされてくると思えます。

**松井** 就労の部分と生活支援の連携は持ちつつ、地域生活支援センターとしての機能が必要だろうと思えます。

**永守** 障害のある方が働くことについては、それぞれの個人差があり対応も違ってきます。いろんな支援ができる仕組みを作っていかなければ企業側もしんどいと思います。企業を障害のある人たちの“はたらく”ことへの応援団にしていくことも考えていきたいと思っています。

#### 【新体系への事業移行について】

**司会** 次に新体系への移行について、ご意見を伺わせてください。

**婦木** 日中活動と居住の明確化だと思えます。職住分離は何年も前から言われてきています。しかし、生活介護型の入所更生施設が、その敷地内で完結し、敷地内で一日が終つてしまう、落ち着いてしまうことがあつてはならないと思えますし、懸念しているところです。

やっぱり、個々の障害のある方の自立という立場に立って考えてほしいと思えます。自立と共生という言葉がありますが、日中の活動が施設の敷地の中であつたとしたら余り意

味が無いことで、施設の敷地から出て、日中活動を行い、施設やグループホーム、ケアホームに夜は戻ってくる、といった努力をしていかなければこの自立支援法は生かされないと思います。

**東馬場** 平成12年の介護保険導入の時と同じような状況がこの4月から起こるような気がしています。老人介護の現場に企業が入り込んできています。果たして障害関係はどうか、気が付いたら障害関係の就労部分に一般企業が参入してきているのではないかと、企業の経営ノウハウで運営される就労部分での事業がありえるのかもしれない。結構ビジネスチャンスがあると思います。そういう時、我々の培ってきた、障害のある方の意思決定をどうとらえていくのか、本人の意思決定の確立をどう支援していくのが試されていくように思います。

る意識が薄かったことはなかったのか、と。

**婦木** 本人たちは働きたい、就職したいと思っても、施設側があまり考えていたところはあったのでしよう。

**東馬場** 何年か前から職住分離という考え方が出てきていますが、今回の単価表を見てみると職住分離の考え方が2年というサイクルで見直すのとあります。就労継続支援と施設支援と一緒に考えてある、生活介護と訓練等給付の日中活動とが一体となった体系になっています。

**婦木** いろいろ話をしてみました。が、今の施設が5年を目前に新体系に移行して行くのですが、果たして明日に夢をもてるのだろうか。

**東馬場** 現行の施設で、新体系に移行できる施設がハード面、ソフト面でどれくらいあるのか疑問です。

**司会** 多機能型の事業についてはどうですか。

**婦木** いろんな機能を持つことによつて移行しやすいところはあります。人員配置と単価とをどう考えていくかではないかと思えます。

**松井** ううーん、益々夢が描けなくなつてしまふ。

【市町とのかかわりについて】

**司会** 市町とのかかわりについてはいかがですか。

**婦木** 市との連携は今までに無いお付き合いが始まりました。それは、市が障害福祉計画の作成を義務付けされたからです。障害者自立支援法の目的の一つです。だから、施設側も市町との関係がますます強まっていくのだと思います。

**東馬場** この法の核は、市町村が作成する障害福祉計画だと私も思います。日本中どこに居ても同じサービスが受けられるというのが基本です。

**婦木** 障害福祉計画を立てていく中で、入所施設の施設整備というのはありえるのでしょうか。

**永守** 基本的にはあると思います。国の入所施設の考え方がまだ定まっていけない段階では何もいえませんが、グループホームやケアホームが充実し、入所施設を必要とする人がそこがすべてカバーできるのであれば、入所施設はいらないのかもしれない。入所施設は必要となくなるとは思いませんが、そうではないとなくなれば入所施設も必要になるのでしょうか。

**松井** 今回、この法律が作られていく中で、基本となる資料や数値が

事業所側の関係団体と行政（厚生労働省）間のやり取りだけで済まされてきたように思います。当事者（利用者）の本当の声がどこまで反映されたのか、甚だ疑問に感じます。

【まとめ】

**司会** 最後に、4月から障害者自立支援法が施行されます。現場の職員や施設利用者の方へのメッセージをお願いします。

**永守** この法の施行を前にして、施設の皆さんや障害をお持ちの方々が、今まで頑張つてこられた中で、この法が作られたと思います。今からはこの法律を自分たちで花を咲かせられるような法にしていってほしいし、県も皆さんを応援していきたいようにしていきたいと思えます。

**婦木** 兵庫県発の先駆的なモデルが作れるように、兵庫県から発信していきたいと思えます。

**東馬場** 職員はもともと視野を広く持ち、勉強していくいいチャンスだと思つて欲しいです。しかし、人権の視点は今以上にしっかり持つて欲しいと思えます。

**司会** 個別支援計画をしつかり立

てられることが職員の基本となるでしょう。それと相談支援のノウハウを持つ職員がこれからは重要です。組織（兵庫県知的障害者施設協会）としても、ひとり一人の個別支援計画をしっかり立てられる職員を育成できるように取り組んでいきたいと考えています。

**松井** 福祉サービスを利用する立場から言わせてもらえれば、負担の軽減はもっとやってほしいですが、初めに言いましたが、我が子の生活の保障を訴えていくばかりではなく、そこで働いておられる職員の方の生活の保障も訴えていきたいと思っています。

障害のある人は、より良い、質の高いサービスを職員の皆さんから受けたがっています。そして一人でも多くの方が、その人なりの自立生活と自己実現を願っています。そういう当事者の声をしっかり受け止めていってほしいと思います。

**司会** 本日は長時間に亘って本当にありがとうございました。障害のある人が、本当にその人なりの自己実現が図れるような障害者自立支援法に、みんなできていきたいと思えます。

へこの座談会は、平成18年3月3日

兵庫県福祉センターにて行いました。



『ピンチをチャンスに！一言提言』

副会長

大野セツ子  
(ワークプラザ宝塚 施設長)

いよいよ福祉の大改革の日が迫ってきました。利用者・事業者双方にとって厳しい内容であり、今後に向けて不安が一杯です。しかし、この自立支援法が掲げる理念は間違っておらず、私たちは前に向かっていくしかありません。

当然のことながら事業費が減った分、運営の自由裁量は大きくなっています。

これまでにない自由な発想を以って、この予算の枠内でどうすれば少しでも良い支援ができるか、今こそ皆の持っている知恵と力を生かしていくチャンスです。夫々の施設で様々な工夫を凝らし、どんな良い支援ができたかを学び合い、競い合っ

てお互いの向上をめざしましょう！

『提言』

児童部会長

内藤 義信  
(いちれつ学園 施設長)

昨今、株式取引の違法行為や株の買占めをめぐる企業間の対立抗争がマスコミを賑わし、「勝ち組」だの「負け組」ということが取り沙汰されています。また、一般企業社会では反映と衰退の二極化が進んでいるように言われています。福祉関連事業においては、考えもしなかった時代の到来となり、経営・運営のやり方によつては、生き残れないような事態が訪れるかもしれません。

「進化論」で有名なチャールズ・ダーウィンは「決して強い者が生き残るのではなく、賢い者が生き残るのでもない、最後に生き残るのは変化に対応できた者だけである」と述べています。これからの社会福祉施設の経営は、一経営者や管理職の考えだけでは時代に対応できず、組織は衰退すると思います。今、この激動の時代に対応するために、組織の全員が経営・運営理念を共有し、より良いコミュニケーションの中でピ

ジョンを具体的に策定し、さらにひとり一人が評論家や批評家にならずプレーヤーとして自律の精神に則り、経営・運営に参画していくことだと思っています。そのことによつて、職場で生き生きとやりがいをもって仕事ができるようになり、人生の「勝ち組」と感じられるのではないかと思います。

『ピンチをチャンスに』

通所更生部会長

山本 忠明  
(グリーンホーム平成 施設長)

利用者の定率負担、支援費単価の大幅な減額という制度の変わり目にあつて、今こそ、魅力あるサービスを構築する事が大切であり、制度に負けず施設職員として、発想の転換が必要ではないか。なぜなら、あなた達が大好きな利用者に選択肢を与えられ、自分の行きたい事業所を選べるのだから・・・。福祉への情熱がある職員の多い事業所が残り、そうでない所はきつと淘汰されるでしょう。

障害者自立支援法は、まだ第一段階の改革であり、次には介護保険制度統合に向けた施策が国から提言さ

れるでしょう。面白くなってくるのはこれからです。そして、ようやく福祉を本気で考える人にとっての時代が訪れようとしているのではないのでしょうか。

『650円がなぜ高い。』

授産部会長 古川 勝

(武庫川すずかけ作業所 施設長)

とうとう自立支援法元年を迎えました。定率負担に、給食費の負担、結局案の通り決まってしまうしね。給食費の議論が出た頃、(厚労省の示した)650円なる数字は高すぎる”なんて言う意見を耳にしました。“今時ワンコインランチの時代だろ”なんて声も聞きました。

“施設の給食は好きなものを選べないでしょう”とか、あなたの立場では正論でしょう。あなたはどこで食べるのも何を食べるのも自分で自由に選択できるのですから。

最近街で派手な看板を掲げた〇〇食堂というのをよく見かけます。フランチやイズの経営の様ですが、もの珍しく入ることもあります。一見安そうな印象を与えますがこれが結構高いのです。施設の給食の平均的

な構成としてはご飯、主菜、副菜、汁物、時々デザートです。といったところで値段を比較すると、ご飯は中盛りで150円、主菜はものによりますが250円から300円、副菜も安いもので100円、汁物100円と合計600円〜650円となります。どうもよく食べる人は1000円ぐらいになるようです。気を付けて取っていかないと後で後悔します。休みの日にガイドヘルパーの方とこういった食堂に行くとこれに移動介護の1割負担がプラスです。ワンコインでも650円を超えてしまいます。

施設の給食は食べる以外のサービスとして、利用者の障害にあわせて刻んだり、骨が取ってあったりしますが、なんとと言っても栄養管理です。私どもの施設も持病をもたれた方が何人かおられます。肥満の方もおられます。状況によっては医療機関との連携が必要です。健康管理の要は食事と運動、休養です。食事は毎日繰り返し重要な生きるための作業です。

私たちは給食を通して健康を提供しています。そこには一定の制約も入ってきます。街の食堂では自由があります。しかしながらそのリスク

は選ぶ側の責任です。これは給食に限らず施設というものの特徴かもしれませんね。安全定食には“制約”という副菜、自由定食には“危険”という副菜がセットになっています。安全定食、自由定食どちらを選ぶかは利用者の自由かもしれませんが、私たちの施設が提供するものは「安全定食」です。

『ピンチをチャンスに』

通勤寮部会長 安平 猛

(ようばく寮 施設長)

今、障害福祉は目まぐるしく変化しています。措置の時代は貧しかったけれど、職員も、利用者もゆとりある生活を送っていた様に思えます。福祉野球大会や職員バレーボール大会など。バレーボール大会といえば、明石公園の屋外バレーボールコートで夏の暑い陽射しの中、利用者さんの盛大な応援を受けて熱き戦いをしたものです。職員研修にしても朝から研修先の施設に行き、施設

見学で、作業に取り組んでいるところでは、利用者さんと話したり、職員には仕事の内容や取り組み、また材料の調達や出来上がった商品の販

売方法について情報交換をし、交流を図ったものです。午後からの研修では、施設で生活する上での事柄を細かく検討し、自分の施設に持ち帰り、アレンジして使わせてもらったりにして成果を挙げたものです。

4月から障害者自立支援法が始まりますが、利用者が動けば“カネ”が付きます、利用者には「動くな、何もするな」という様な法ならば・・・この先どうなることやら・・・。

ただ、これだけは忘れないで下さい、「ビープルファースト」ということです。障害がある前に、一人の人間なのです。だから、障害者と言う目で見ると人間としてみてほしい、障害は一部分であり人間は全体である。障害に配慮する必要はあるが、我々は障害ではなく、人間に接している事を肝に銘じる必要がある。

『ピンチをチャンスに！一言提言』

人権擁護委員長 小松正和

(大地の家 施設長)

ピンチをチャンスに変えることは短期的にはかなり難しいと思います。しかし、長期ビジョンに立てば以下の2点が重要ではないかと思っ

ています。

1, 次世代を担う子供達の教育に関わること

これからの時代は今以上の速さで激変していくことでしょう。でも命や人権の大切さは変わるものではないと思います。「教育は教育現場で」ではなく、福祉の世界から多くの情報を発信し教育現場に積極的に関わり、子供達と何を大切にすべきかをしっかりと考えていきましょう。

2, 地域に関わること

施設や障害者団体に出来ることは本当に限られています。誰もが生きている『地域の福祉力』を高める事が何より大切だと思います。その為には施設職員として施設の関係地域に関わるだけでなく、『二人の住民』として『自分の住む地域』で『福祉力を高めていく活動』を行う事が必要なのだと思います。今日はお休み。お家でござるころではなく、隣のおばあちゃんとお話をしましょうよ。まずはそこから・・・。

『ピンチをチャンスに一言提言』

監事

高野 國昭  
(神戸聖生園 施設長)

「障害を持っている人は元気を出してがんばりなさい。自分にできるはずのところまで一生懸命やりなさい。そうすれば、なかまにいられてあげるよ」といったメッセージに満ち満ちているのだから。そうじゃない「このままでいいんだよ」と私はいってほしかったのに

安積遊歩

今回の制度改革で一番の問題は福祉理念の後退だと岡田喜篤先生は指摘されました。

私もこの指摘に賛同し、今回の改革を残念に思います。それは、生活モデルから医療モデルへの逆行であり、障害を持つ人に努力を求め続ける傾向が強くなっているからです。

この改革によってこのピンチをチャンスにする事は難しいと思えます。しかし、あえて申し上げるとすれば、身近な地域で小規模多機能な事業所からサービスを提供する方向性を打ち出し、多くの規制緩和がなされていますので、法人もこの規制緩和を利用し、地域に、新しい事業

を立ち上げる事が出来るチャンスであると思えます。

また、意欲ある職員は独立して自分で事業を始める事ができるチャンスではないでしょうか。私の知人もそのような方が何人かおられます。心強い事です。

『ピンチをチャンスに』

監事

奥野 真知子  
(三田わくわく村)

執筆

施設長 福田 勝弘

障害者自立支援法施行の4月が迫ってきた。当三田わくわく村においても、回を重ね、保護者会や職員に制度の説明や周知を行ってきた。とくに保護者には、これまでの支援費制度では殆ど自己負担無しで通所できていたのが、4月から原則一割負担の定率負担となることや、食費が実費負担となることなど、利用者負担が増えることについて、また職員には法の願いとすることはもとより、当施設としてどのような新たなサービス事業に移行できるのか検討を重ねているところである。

とりわけ当施設は市内で唯一の通所授産施設であるが、これまで一般

就労に殆ど結びついていない状況にあることから、今後新事業は、訓練等給付の自立訓練や就労支援に重点を置くことになると考えている。しかしながら、報酬単価が下がりその算定の月額払い制から日額払い制に変わることなどから、当施設のように一法人一施設においてはとくに今後運営が不安定になるのではないかと危惧している。

本年10月からの新事業への移行は困難であるが、職員ともさらに協議し、法人役員の意見も伺いながら、できるだけ早く新事業に移行していく必要があると考えている。

いずれにしても、職員とともに知恵を出し合い、このピンチをチャンスに変えられるよう努力していきたい。

『提言』

職員部会・研修委員長 川田 晋  
(あゆみの里)

今回、施行される障害者自立支援法においては、厳しい意見が各施設においても飛び交っていることと思えます。特に職員の立場としては、お給料の問題が中心になっている？

のかもしれない。

この障害者自立支援法、応益負担の事を始め、私自身納得がいかないうことが多く法律ではありませんが、賛否はともかく、同じ職員の立場として個人的に『チャンス』と思つてお話をするとすれば、この法律は、私達の専門性を問われるものであると同時に評価につなげるこ

とが出来たものであり、これが意図することは大きいと思います。また、多くの規制緩和があることも注目していることです。私たちが専門性を発揮できる機会がやりようによつては増えると思います。

『想い』  
広報委員 山崎 玲輔  
(ワークホームつっじ 施設長)

「・・・人間と生まれて、その人なりの人間になっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生

産である。私たちのねがいは、重症な障害をもつたこの子たちも立派な生産者であるということ、認めあえる社会を作ろうということである。・・・

この子らが、うまれながらにしてもっている人格発達の権利を徹底的に保障せねばならぬということなのである。『この子らを世の光に』と言った糸賀一雄の哲学であり思想です。決して忘れてはならないコトバ

### 《日誌抄》

- 9月4日 第5回全国障害者スポーツ大会県選手団練習会・陸上 (三田市)
- 6日 第2回役員会 (神戸市)
- 9日 職員部会第2回3地区意見交換会(神戸市)
- 15日 兵庫県知協ニュース64号発行 (神戸市)
- 16日 福祉五団体福祉の集い (神戸市)
- 28～29日 震災・社会福祉復興記念フォーラム (神戸市)
- 30日 社会福祉議員連盟との交流懇談会 (神戸市)
- 10月26日 発達障害支援者研修会 (西宮市)

- 11月1日 第54回兵庫県社会福祉大会 (芦屋市)
- 5～7日 第5回全国障害者スポーツ大会 (岡山市)
- 11日 第4回役員会 (三田市)
- 13日 第7回ハンディキャップサッカーフエスティバルひょうご大会 (神戸市)
- 21日 施設長研修会 (三田市)
- 30日 通所更生部会職員研修会 (神戸市)
- 12月3日 第44回近畿地区知的障害者福祉大会・第49回兵庫県知的障害者福祉大会 (尼崎市)
- 10日 中堅職員研修会(明石市)
- 12日 発達障害支援者研修会 (西宮市)
- 24日 第6回全国障害者スポーツ大会練習会・バスケット (赤穂市)
- 1月10日 職員部会第3回3地区意見交換会 (神戸市)
- 13日 福祉五団体賀詞交換会 (神戸市)
- 19～20日 職員部会・研修委員会合同泊研修会 (三田市)
- 19～20日 同1泊研修会 (篠山市)
- 2月6日 兵庫県障害福祉課との懇談会 (神戸市)
- 6～10日 第6回全国障害者スポーツ大会リハール大会参加資格審査会 (神戸市)
- 11日 第6回全国障害者スポーツ大会練習会・バスケット (大阪市)
- 5～7日 第6回全国障害者スポーツ大会練習会・陸上 (神戸市)
- 16日 第6回全国障害者スポーツ大会式典専門委員会 (神戸市)
- 20日 第6回全国障害者スポーツ大会選手育成強化計画検討会議 (神戸市)
- 24日 第4回役員会 (三田市)
- 3月3日 施設長研修会 (神戸市)
- 3日 兵庫県知的障害福祉関係者懇談会 (神戸市)
- 4・18日 第6回全国障害者スポーツ大会練習会・ボウリング (神戸市)
- 17日 第1回綱引き大会 (神戸市)
- 17日 発達障害児療育支援者研修会 (神戸市)
- 21・26・30日 第7回全国障害者スポーツ大会練習会・バスケット (明石市・神戸市)

### 編集後記

今回は障害者自立支援法施行をメインテーマにしました。胃を痛められた方も多いのではと思います。私も治療中です。

編集責任 山崎玲輔